

○飯山市本町広場条例

平成10年3月24日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により飯山市本町広場（以下「本町広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 商業、観光等地域産業の振興を図るため及び市民の憩いの場として本町広場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 本町広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯山市本町広場	飯山市大字飯山1200番地

(行為の制限)

第4条 本町広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 競技会、展示会、音楽会、宗教的行事又は特定の集会その他これに類する催しを行うこと。
- (2) 行商、募金、出店その他これに類すること。
- (3) 業として写真等を撮影すること。
- (4) 興業を行うこと。
- (5) その他市長が特に制限する必要があると認めたもの。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が、本町広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 市長は、許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更する内容について市長の許可を受けなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第5条 前条の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本町広場内において他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 本町広場内の施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。

- (3) 使用許可を受けた施設以外を使用しないこと。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本町広場の秩序の維持について市長が定める事項
(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するものに対して、使用条件の変更、使用許可の取消し又は広場からの撤去を命ずることができる。この場合において生じた損害に対しては、市はその責めを負わない。

- (1) 前条の規定に違反したもの
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したもの
- (3) 許可を受けずに第4条第1項各号に掲げる行為をしたもの
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたもの
(利用料金)

第7条 本町広場の利用料金は、第9条の指定管理者の施設運営に要する経費の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めることができる。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第8条 使用の許可を得た者は、施設若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第9条 本町広場の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 指定管理者は、次に掲げる本町広場の管理に関する業務を行うものとする。
 - (1) 第4条に規定する許可及び第6条に規定する使用許可の取消し等に関する業務
 - (2) 本町広場の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本町広場の運営に関して市長が必要と認める業務

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年3月27日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。